



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第67号 : 研究特集 I
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 67, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78878
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代の折衝府の等級と 西州の折衝府の等級に関する覚書(1)

編纂資料と出土文書の相互補完を求めて

白須淨真

はじめに

- 一 唐代の折衝府の等級に関する諸説
 - 二 垂拱年間に至るまでの折衝府の等級問題 (以上本号)
 - 三 編纂資料から見た折衝府の等級と府官の官品
 - 四 西州に設置された折衝府の等級
 - (a) 前庭府
 - (b) 岸頭府
 - (c) 蒲昌府と天山府
- おわりに

はじめに

唐代の折衝府は、中央の兵部が直接統括し、中央の軍府・一二衛六率府に所属した地方軍府をいう。この地方軍府は、一定の割合で徴兵した当地域(軍府州)の一定年齢の丁男(府兵)に軍事訓練を施し、在地の警備・治安維持の兵員を供給するとともに、中央の軍府(一二衛六率府)や辺境の軍事施設(鎮戍)に兵員(衛士と防人)を派遣し、有事にあっては遠征軍(行軍)にも兵員を補給した。この折衝府が、その容する兵員数によって上府・中府・下府の3つの等級に分けられていた(したがって配属された軍府官職にもその等級によって品階の差異があった)ことは、すでに1930年に浜口重国氏が、かの著名な論考「府兵制度より新兵制へ」によって明らかにされていた⁽¹⁾。すなわち則天武后の垂拱中(685-688年)以降は上府が1200人・中府が1000人・下府が800人、垂拱中以前は上府が1000人・中府が800人・下府が600人とされたのがそれである。この浜口氏の見解が、律令制下の「軍団」を論じ

る我が国の古代史の研究者も含めて唐の折衝府の等級に言及する広範な研究者のよりどころとなっていたことは、多くの人の知るところである⁽²⁾。

今ここに、西州の折衝府に関連させてこの折衝府の等級の問題を改めて取り上げようとするのは、制度としての折衝府の等級の存在（唐令の令文等に明示されていたと推定されるもの）は明らかにされていても、個々の折衝府の等級についてはほとんど知られていない、つまり具体的事例として明示されたことがほとんどないからである。折衝府は、一定の割合で徴兵した該当地域（州）の丁男だけから編成された軍府であるから、折衝府の規模がその地域の人口とその動態と強い相関をもつことは自明である。とすれば、他の地域社会に比べて格段にその様相が日々明らかになりつつある西州にあっては、この地域を専門とする研究者でなくとも、その折衝府の等級は、ぜひとも明らかにしたい関心事のひとつであろう。幸いにも西州の折衝府は、豊富な出土文書によってその活動状況の子細を明らかにする幾多のすぐれた研究の蓄積があり⁽³⁾、この西州の折衝府を検討対象に選ぶことは、決して徒労だけをしいるものとはならないであろう。

とはいうものの、この西州の折衝府、すなわち「前庭」・「岸頭（「朔」）」・「蒲昌」・「天山」の4つの折衝府⁽⁴⁾のその等級に関する研究は豊かであるとは言えない。この問題を直接検討した専論が皆無であるだけでなく、言及さえも多くはない。つまり残されている課題なのである。この現状は、資料豊かな西州折衝府にあってもその等級問題の解決が困難であること示して十分であるが、しかし唐代の折衝府に係わって、この地域を除いて検討に値する資料が存在しないこともまた事実である。したがってこの小稿において試みるのは、折衝府の等級に関わる諸資料をとりあえず現段階で整理して、折衝府研究に新たな展望があるとすればその糸口を得ようとするものである。副題に「覚書」とするのもそのためである。特異な条件下に設置運営された西州の折衝府⁽⁵⁾の事例を唐代の折衝府研究にそのまま発言権を付与し、ましてや我が国の「軍団」等級問題への直接的言及までももとより意図したものではない。行論の過程でこれらの問題に言及した個所があるのは、それは新たな提言ではなく疑問の提示に留まる。この点をあらかじめ断っておきたい。

一 唐代の折衝府の等級に関する諸説

【浜口重国氏の見解】

先に触れたように唐の折衝府に等級が存在することを、中国の文献資料を根拠に明らかにしたのは浜口重国氏であった。1930年当時における氏の見解をもう一度確認しておくこと次のようになる。

則天武後の垂拱中（685—688年）以前は「一千人を管する軍府が其最高兵額を擁するもので、以下八百人、六百人の三通であった」。これはすでに永徽令に確認される（『唐律疏議』卷16擅興律、征人冒名相代の条の疏議）。なお「旧唐書の所伝に依れば軍府に赤畿府の名称及び上中下の等級を附す様になったのは、総て垂拱中の事であると断じているが、赤畿府の名称の出来たのは垂拱中のことであろうが、」すでに永徽令に3通りの兵員が有ったのであるから「上中下の等級だけは、其〔垂拱〕以前から既に有つたらしきと思われる。」それは

「旧唐書職官志に徹すれば垂拱以前の折衝府の長官たる折衝都尉の官品は、一様に正四品下」であるが、垂拱以前の折衝都尉に正四品下よりも下位の事例（『王子安文集』巻16広州宝花嚴寺舍利塔碑にみえる「明威將軍行萬府折衝都尉李公」の記載がそれで、これによって明威將軍《從四品下》より官品の低い折衝都尉がいたことが示される）があることによって推察可能である。つまり、折衝府の長官の官品が一律でなく「最高の官品の者が正四品下」であったと理解すればよいからである。したがって折衝府に、「垂拱以前から上中下の区別があ」ったとみることが「事実の真相ではなかろうか。」⁽⁶⁾

【角田文衛氏の見解】

1960年、「軍団と衛府—律令國家の性格に関連して—」と題する論考を発表した角田文衛氏は、我が国の軍団と唐の折衝府を比較するなかで、

『大宝令』の軍団は、唐の折衝府にその範をとったものである。……この折衝府も、その規模にしたがって、三級に区分されていた。すなわち上府は、兵士一千名（日本の大団に該当する）、中府は八百名、下府は六百名であった。尤も武後の垂拱年間（685~688）には、上府は、千二百名、中府は一千名、下府は八百名に増強されるところがあった。⁽⁷⁾とされた。垂拱年間に兵士が増強されたという文意から推せば、氏は浜口氏と同様に、垂拱以前から上中下の区別があったと推測されたのであろう（なお註に示された典拠、すなわち『新唐書』巻50兵志と『大唐六典』巻25からだけではこのような推測は不可能で、おそらくは浜口氏の見解を支持されたのであろう）。

【谷霽光氏の見解】

1962年、『府兵制度考釈』を著した谷霽光氏は、西魏から唐に到る折衝府の官号とその品階を表示して、唐の貞觀の項に、

折 衝 都 尉	上 府	正四品上	中 府	從四品下	下 府	正五品下
左右果毅都尉	上 府	從五品下	中 府	正六品上	下 府	正六品下

と整理された⁽⁸⁾。論拠は示されなかったが谷氏も、折衝府には垂拱以前から上中下の区別があったと考えられていたのであろう。

【松本政春氏の見解】

すでに触れたように日本古代史にあっても、唐の折衝府に等級の存在したことは「軍団」の等級と関連して重要な関心事のひとつとなっている。我が国の律令制の軍事組織は、中央の「衛府」と各地に配置された「軍団」から構成された。唐の折衝府に範を取ったこの「軍団」に等級の存在したことは、我が国の職員令や軍防令の本文には明文はないが、職員令（7・9・軍団条）集古記の引く8世紀前半編集の法令集・「八十一例」（『令集解』職員令・軍団の条）によってそれは推定される。松本氏はこの等級を大団（1000人）・中団（900、800、700、600人）・小団（500、400、300、200人）の三等級であったと考定する。ただしそれは当初からそうであったのではなく、虎尾俊哉氏の考察を支持して養老三（719）年以降とし⁽⁹⁾、大宝令では「軍団」は1000人の一種のみであったとする。そしてこの「軍団」への3等級の導入は、第8次遣唐使（717~18年）によって将来された唐令に基づいて実施されたものであると考える。こうした氏の推察の背景には、

唐永徽令には折衝府も等級がなく、1000人の一種のみであり、したがってそれを藍本とした大宝軍防令も同様であった。のち唐では垂拱令において、はじめて等級が導入され、上府（1200人）中府（1000人）下府（800人）となり、さらに開元二五（73

5) 年までに上府(1000人)中府(800人)下府(600人)と改変された。このような唐の垂拱令での等級制に関する知識が遣唐使によって将来され、日本において「八十一例」に定着したのであろう。(10)

と主張される唐・垂拱令における折衝府の等級制の導入という新見解がある。この松本政春氏の新見解は、1988年、「軍団の等級について」と題する論考に提示されたもので(10)参照、永徽令においてすでに3等級があったとする浜口見解を批判し修正しようとするものであることはいうまでもない。

【西村元佑氏の見解】

この折衝府の等級を編纂資料からではなく出土文書によって言及し、西州に設置された折衝府について具体的に「上府」である可能性を示唆したのは、西村元佑氏であった。1960年の「唐代役制関係文書考」と題された論考に示されたもので(11)、これは個々の折衝府の等級に言及した恐らく最初の提言であろう。大谷中央アジア探検隊がもたらした大谷3030号と1261号両文書を検討した氏の見解は次のようなものである。

資一 「西州某折衝府衛士就番名帳」(12)

1 □

2 六人来月一日方亭戌上

3 隊正賈達通 衛士曹畔洛 沮渠武意 張果 (『大谷文書集成』は「張白狐」に作る)

4 李阿鼠 賈山海

5 二人充来月一日当上右果毅□□

6 張大師 陳送軍

7 十二人配住仗身守府番佐及送上□

8 五人填折衝 九月十六日 仗身□

9 白知 (同集は「弘」に作る) 達 焦隆貞 陰漢貞 康父子 董知□ (同集は「弘」に作る) □

10 四人填右果毅 九月十六日 仗□

11 劉君集 蘇守住 陳□□ 康懷達

12 五人填員外折衝康延 八月十日 仗身□

13 □

とある3030号文書にみえる折衝と員外折衝・康延に充てられた「仗身」が5人であること(8行と12行)は、『新唐書』卷55食貨志の記載、

折衝府官則有仗身。上府折衝六人。果毅四人。長史別將三人。兵曹二人。中下府各減一人。十五日而代。

に照らして、中府の折衝の「仗身」の数に相当することを示す。したがってこの点から西州の折衝府が中府であったとひとまず推定することができる。ただし右果毅の「仗身」に4人が充てられていること(10行)は、中府ではなく上府の右果毅への待遇であるから、

この矛盾は疑問として残る。しかしこの疑問は、1261号文書に

資二 「隊副申見在（当番衛士）具頭姓名牒」⁽¹³⁾

1 □月一日仗身

2 上 □

3 □見在具頭姓名

4 部 上隊副劉

5 □ □

6 欠 □春示（「示」は『大谷文書集成』に従う）

7 八日

とみえる「上隊副」は、上府折衝府隊副を明示すものであるから、西州の折衝府は、「まさしく上府である」ことが知られる。3030号文書の折衝の「仗身」が中府並みの5人であったのは、西州の折衝府が中府であったために5人とされたのではなく、配属されていたこの折衝が員外であったため上府の折衝の正規「仗身」の数よりも1名減じられ5人とされた、そのように考えれば先の疑問は解決する⁽¹⁴⁾。

【気賀沢保規氏の見解】

また気賀沢保規氏も、近年公開された吐魯番出土文書を活用して、西村氏と同じく出土文書から西州の4折衝府の等級を問題とした。しかしその手法は、西村氏とはまったく相違する。1989年の「唐代西州（吐魯番）における府兵の位置について」と題する気賀沢氏のその論考は⁽¹⁵⁾次のように要約される。

各郷の「戸口をその身分・丁中・性別・負担・新旧など」に分けて集計した「郷戸口帳」（戸籍や差科簿を作成するために作成された「郷帳」と密接な関係を想定される帳簿）と命名された新たな出土文書⁽¹⁶⁾を検討することによって、7世紀中葉から8世紀初期の西州における特定の数郷（氏は、『元和郡縣志』巻40の開元年間の郷數に従って西州の全郷數を24郷とみる）の校尉・旅帥・隊正・副隊正等の折衝府の軍官及び衛士（=府兵）の數及びそれらと郷内の戸口との割合を類推することができる。その結果「府兵數では、一郷あたり数十名、60名から90名のあいだが想定され」、「その中間をとって75名とし、全24郷で掛けると、1800名となる。加えて、ほかに軍府官にあげられたものが、一郷あたり10名ほどはあったとすると、全体で240名。したがって両者を合わせた2千名をやや越える數値が府兵關係者として、比較的早くから揃えられたとみなされる」。この數値は、「一府を下府の600名とみて算出される」4つの折衝府「全体2,400名の數に近いと認めなければならなくなる。」したがって西州の4つの折衝府の府兵關係者の總數は、「下府」4つ分に相当するとの結論を得ることができる。これは西州の總戸數8千、總人口3万7千余の枠組みで考えるならば、戸口との比率や府兵の負担の程度は一般的に考えられているほどには大きくはなかった、そうした解釈さえ成り立つ余地もあるもので、西州の4折衝府の總體を「下府」相当と見ることは妥当である^{註(15)参照}。なお気賀沢氏が、下府を600名とみるのは、垂拱以前の「下府」を600名とする浜口氏の見解に従ったものである。

この気賀沢氏の見解は、永徽令では折衝府に等級はなく一律1000人とした松本氏の見解と異なっており、留意しておく必要がある。

二 垂拱年間に至るまでの折衝府の等級問題

さて先に挙げた松本政春氏の見解によれば、浜口・角田・谷三氏の見解と異にして、唐にあっては、垂拱令に至るまで上府・中府・下府の3等級も含めて等級制そのものがまったく存在せず、垂拱令によって始めて折衝府の3等級制が定められたことになる。主要には大宝令との比較から導出されたこの見解は、東洋史を専攻する研究者にたいしても十分な説得力を持つものであるうか。

敦煌石室から出土した聖暦三（700）年の紀年を持つ『金剛般若波蜜經』（S. 87）の陰仁協の跋文に次のような記載がみえる。

資三 金剛般若經大斗拔谷副使陰仁協題記

聖暦三年五月廿三日、大斗拔谷副使上柱国南陽県開国公陰仁協写經。為金輪聖神皇帝及七世父母、合家大小。得六品、発願月別許写一卷。得五品、月別写經兩卷。久為征行、未辦紙墨、不從本願。今辦写得、普為一切転読。⁽¹⁷⁾（ のアンダーラインは、即天文字であることを示す。以下も同じ。）

この跋文は、敦煌の豪族・陰仁協が六品の品階を得た時に、月ごとに『金剛般若波蜜經』を一巻書写し、五品の品階を得た時に、月ごとに『金剛般若波蜜經』を二巻書写することを発願したが、これが果たせず、今、すなわち「聖暦三（700）年五月廿三日」に至ってこの願いがかなったことを記したものである。この跋文に検討を加えられた池田温氏が「仁協は聖暦三年に恐らく五品」であったと推定された（『敦煌名族志』の殘巻と推定されるP. 2625にみえる陰仁協の品階と封号との比較に根拠を置く）ように⁽¹⁸⁾、陰仁協が聖暦三（700）年に五品の品階の職、すなわち「大斗拔谷副使」を得た時に書写されたものとみなしてよからう。とすれば、陰仁協が月ごとに『金剛般若波蜜經』一巻の書写を発願したのは過去に六品の品階を得た時であるから、それは当然、聖暦三（700）年以前のこととなる。ところでこの点に係わって注目される陰仁協の跋文が、もう一点存在する。それは永隆元（680）年の紀年を記す『金剛般若波蜜經』（北. 0689）付された跋文である。

資四 金剛般若經前庭府左果毅陰仁協題記

大唐永隆元年四月卅日、武举任左領軍衛前庭府左果毅上柱〔国〕陰仁協尊造。⁽¹⁹⁾

この跋文は陰仁協が五品となったと推定される聖暦三（700）年より20年前のもので、先に挙げた跋文と同じ經典・『金剛般若波蜜經』に付されたものであるから、陰仁協が月ごとに一巻を書写することを発願した『金剛般若波蜜經』のひとつである可能性は高い。したがって、彼がこの『金剛般若波蜜經』（北. 0689）に跋文を書いた時は、五品ではなく六品であったから、跋文にみえる「左領軍衛前庭府左果毅」は六品と限定されることになる。「左領軍衛前庭府左果毅」とは、中央の軍団・一二衛の一つ左領軍衛に所属した西州の高昌県に設置された折衝府・前庭府の次官の左果毅都尉であったことを示す⁽²⁰⁾。

さて六品と限定されるこの折衝府の左果毅都尉を、かりに垂拱年間以降の規定に照らしてみると、上府のそれではなく中府もしくは下府のそれに相当することになる。上府の左果毅都尉は〈従五品下〉であるが、中府と下府のそれはそれぞれ〈正六品上〉と〈従六品

下>で、六品に相当するからである。したがって西州前庭府は、「中府」もしくは「下府」であったことになる。ただしこのように決定するには問題が残る。それはこの陰仁協が帯びた「左領軍衛前庭府左果毅」は、永隆元（680）年時における、つまり垂拱以前の除官であるからである。

浜口重国氏によれば、垂拱までの折衝府の左果毅都尉は〈正五品上〉を上限としたと言う。この推察は、先に触れたように、垂拱中には確実視される折衝府の3等級がそれまでも存在したとする明文が文献にないものの、それは中府・下府の省略とみなすことができるから、左果毅都尉の場合も官品も上府のものだけが文献に記載されている、そうした理解に立つものである⁽²¹⁾。今述べたように永隆元（680）年時における「左領軍衛前庭府左果毅」は六品であったことは、〈正五品上〉よりも官品の低い左果毅都尉が現実に存在していたことを明示するものである。これは浜口氏の推察をさらに裏付けるもので、垂拱中までも上府・中府・下府のようななんらかの等級制度が折衝府に定められていたこと（上府・中府・下府の3等級だけであったと断定して推測しているのではない）を推測させるのに十分であろう。

さてこの事例は、「唐永徽令には折衝府も等級がなく、1000人の一種のみであり」「のち唐では垂拱令においてはじめて等級制が導入され、上府（1200人）、中府（1000人）・下府（800人）」⁽²²⁾となったとする松本政春氏の見解と抵触することとなる。そして松本氏が根拠にならないとして退りぞけられた次の浜口氏の資料が、かえって傍証を得て有効性を増すことになる。それは『王子安文集』巻16広州宝莊巖寺舍利塔碑にみえる

明威將軍行〔番〕禺府折衝都尉李公

とある記載である⁽²³⁾。これによれば、李公は〈從四品下〉の武散官・明威將軍で〔番〕禺府の折衝都尉という職事官に就いていたが、その職事官に「行」字が冠せられていることから、〔番〕禺府折衝都尉は武散官・明威將軍の品階よりも低位であったことが知られる。これは浜口氏が主張されるように垂拱以前（『王子安文集』の作者・王勃は、すでに高祖の上元二年（675）にも〈正四品下〉よりさらに下位の折衝都尉が存在していたことを示すもので、この事実はやはり折衝府にすでに等級が存在していた可能性を示すものである。これに今述べた垂拱以前の〈正五品上〉よりも官品の低い左果毅都尉の存在を加えれば、むしろ浜口氏の見解は、補強されこそすれ否定はされるべきものではなからう。松本氏は、「行」字の使用についてあいまいさのあることを指摘されたが、浜口氏の見解を否定するのであれば、そのあいまいさを実証しうる用例を挙げて示さなければならない⁽²⁴⁾。

■紹介：中国吐魯番学学会『吐魯番学著作論文資料目録』 1990年12月

新疆摄影美術出版社

発行部数 1100冊

ここに紹介する『吐魯番学著作論文資料目録』は、張文華氏による「まえがき」によれば、1988年11月23日における中国吐魯番学会の成立の際、会長に就

任した庫爾班・尼牙孜氏が、トゥルフアン地区にトゥルフアン学文献資料センターの設立を提起し、その計画実施の過程において作成されたもので、総計3163点の文献名を収録し、その内容は、

- | | |
|------|---------------------------------|
| 漢文部分 | (1) 専著 (2) 歴史・地理 ウイグル族資料 (3) 考古 |
| 英文部分 | (1) 中訳編 (2) 原文編 |
| 日文部分 | (1) 専著 (2) 中訳編 (3) 原文編 |
| 付録 | (1) 漢文・漢訳部分作者索引 (2) 漢文・漢訳部分引用資料 |

の3部分と1付録から構成して、トゥルフアン学に関わる文献資料の分類を試みたという。ただし編集者がすでに断っているように、英文部分(欧米文)は中国敦煌吐魯番学会北京資料中心編『敦煌吐魯番論著目録初編(英文部分)』から、また日文部分はユネスコ東アジア文化研究センター編『日本における中央アジア関係研究文献目録』からの引用がその大半を占めている。また印刷事情の困難性も加わってか誤植の多さがやや気にかかるが、漢文部分(1)専著の項には原典資料の紹介もなされ、日文部分には(2)中訳編も加えられて利用価値の高い内容を含んでおり、新たな工具書がさらにもう一冊提供されたことを歓迎したい。また漢文部分(2)ウイグル族資料が、ウイグルハン国・カラハン朝・西州ウイグル・甘州ウイグル等、宗教・風俗習慣・語文学等に分類されて中国側の成果を網羅したことは、8～9世紀以降の中央アジア史を対象とする研究者にも便宜を与えるもので、これを喜ぶたい。劉戈、黄咸陽両氏の手になる『西域史地論文資料索引』(1988年 新疆人民出版社)や盧善煥、師勤両氏の手になる『中国敦煌吐魯番学著述資料目録索引』

(1985年 中国図書進出総公司)を併用すれば、より充実した活用が可能となろう。

困難な条件のなかで目録編集作業を進められた柳洪亮、侯世新両氏(吐魯番地区文管所)、邱陵女史(新疆考古研究所)に敬意を表したい。

なお本目録の作成過程において邱陵女史から協力依頼を受けたが(見顔)、小さな研究会にすぎない「吐魯番出土文物研究会」としては、微力な支援に留まらざるをえなかった(1990年、訪中した会員の片山章雄氏が、ウラム子で本会のささやかなカンパを手渡した)。先般、本会に本目録が送付されたが書肆ではまだ見かけていない。ここに本目録の刊行を紹介するとともに、その普及を願いたい。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町 5-19-14

荒 川 正 晴 方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)